

新規登録について

- ・ **オンライン申請**時、以下の手順 1~4を行ってください。
オンライン申請が難しい特段の事情がある場合は協会にご相談ください。
(TEL:0852-23-2582)

1. 申請前に必要書類を用意し、フォルダにまとめる

- ・HPにて作成要領や必要書類を確認し、チェックリスト等を活用してください。
- ・申請前に必要書類を **PDF** で用意し、アップロードしやすいようにフォルダにひとまとめにしておいてください。
- ・各必要書類は、後述の記入例を参考に作成してください。

2. オンライン受付システムに「利用者登録」を行う

- ▶ 以下の URL に接続します。

<https://icba-kenjitouroku.jp/>

- ▶ 本システムのログイン画面が表示されます。

建築士事務所登録受付システム

ログイン

メールアドレスとパスワードを入力ください。

メールアドレス

パスワード [パスワードを忘れた方はこちら](#)

ログイン状態を保持する

ログイン

初めてシステムをご利用の事務所は以下よりアカウントを作成してください。

初めてご利用の建築士事務所はこちら (アカウント作成)

行政書士による本システムの操作について
行政書士の資格を持たない者のアカウント登録・代理業務の遂行は、行政書士法に抵触する恐れがあります。必ず行政書士の資格を持った方が操作を行ってください。

- 代理設定操作説明書(行政書士側)は [こちら](#) (PDF)
- 代理設定操作説明書(建築士事務所側)は [こちら](#) (PDF)

「初めてご利用の建築士事務所はこちら (アカウント作成)」をクリックします。

➤ 新規アカウント登録画面に、必要な情報を入力します。

建築士事務所登録受付システム

同一事務所で複数の利用者（アカウント）を登録したい場合には、代表者（アカウント）を登録後、その方が別の利用者を登録することで複数利用者（アカウント）での利用が可能となります。

1 氏名 ※システムを管理する方のお名前（後から変更可）	2 メールアドレス ※実在するアドレスのみ可（後から変更可）	
<input type="text" value="受付太郎"/>	<input type="text" value="uketuke-taro@example.com"/>	
3 パスワード	パスワード（確認用）	
<input type="password" value="....."/>	<input type="password" value="....."/>	
4 電話番号	5 登録都道府県	6 事務所住所
<input type="text" value="03-1234-5432"/>	<input type="text" value=""/>	<input type="text" value="東京都千代田区亀が岡 2-1-3"/>
7 事務所名称	8 事務所区分	9 事務所登録番号（新規登録の場合は入力可）
<input type="text" value="国交一級建築事務所"/>	<input type="text" value=""/>	<input type="text" value="(東京) 第1-234567号"/>
10 管理建築士氏名	11 建築士区分	12 管理建築士の建築士登録番号
<input type="text" value="管理太郎"/>	<input type="text" value=""/>	<input type="text" value="第345678号"/>

[新規利用者登録（アカウント作成）](#)

登録済みの方はこちら [ログインページへ](#)

全て入力したら、こちらをクリックします。入力した内容の形式が間違っている場合にはエラーが表示されます。その際には、該当箇所正しい形式で入力し、再度クリックします。

3. システム入力する

記入例の建築士事務所登録申請書（**第一面**）～（**第三面**）に該当する箇所をオンラインでシステム入力してください。操作についての詳細は「操作説明書（新規）」をご覧ください。

入力箇所は以下のとおりです。

「登録事務所情報」「申請者情報」「法人の役員（法人の場合）」「管理建築士」「所属建築士」

4. 提出書類をアップロードし、登録申請する

1. で用意している PDF ファイルや Zip フォルダを「提出書類」のページでアップロード後、「登録申請」をしてください。

申請後、ご登録いただいたメールアドレスに自動メッセージが入りますので内容をご確認ください。

記入例

正 副 ←正本一部、副本一部提出

 一級
 二級

 建築士事務所登録申請書
 木造

（第一面）

〔 記 入 注 意 〕

- ※印欄は、記入しないでください。
- のある欄は、該当する の中にレ印を付けてください。
- 現登録年月日及び登録番号の欄は、更新の登録を受けようとする場合に記入してください。

※手数料欄
 級

※手数料はHPでご確認ください。

□原則、銀行振込

（インターネットバンキング可）

		<input checked="" type="checkbox"/> 一級 <input type="checkbox"/> 二級 <input type="checkbox"/> 木造	建築士事務所の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は 木造 事実と相違ありません。			支店長等を代表者とする場合は、業務執行権が 商業登記簿で確認できる者とする↓	
		令和4年 7月20日	登録申請者氏名 (株)島根県設計 代表取締役 島根 一郎				
		↑有効期間の30日前までに登録申請書を提出(更新時)					
島根県指定事務所登録機関 (一社) 島根県建築士事務所協会会長 様							
建 築 士 事 務 所	ふり 名	が な 称	しまねけんせつけい いっきゅうけんちくしじむしょ 島根県設計 一級建築士事務所		←ふりがなを忘れずに。建築士事務所と 認識できない名称は避けること		
	所 在 地	〒690-8501 島根県 松江市 殿 町 大字 1 番地 郡 村 電話 (0852) 22-5219 FAX (0852) 22 - 5218					
	一級建築士事務所、二級 建築士事務所又は木造建 築士事務所の別		一級		建築士事務所		
登 録 申 請 者	個人 あるとき	ふり 氏	が な 名	申請者が個人の場合記入		建築士 の資格 一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> な し <input type="checkbox"/>	
	法人 あるとき	ふり 名	が な 称	かぶ しまねけんせつけい (株)島根県設計		↑該当項目にチェック (申請者が個人の場合)	
		住 所	〒690-8501 島根県 松江 市 殿 町 大字 1 番地 郡 村 電話 (0852) 22 - 5219 FAX (0852) 22 - 5218				
建 管 理 す る 建 築 士 事 務 所 を	ふり 氏	が な 名	しまね じろう 島根 次郎		登 録 番 号	第 12345 号	
	一級建築士、二級建築士 又は木造建築士の別		一級建築士		登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築 士の場合)	一級建築士の 場合記入不要	
	管理建築士講習を修 了した年月日		平成・令和 20年 12月 3日		修了証番号	第 000B-100000T 号	
現 登 録 年 月 日		平成・令和 29年 8月 25日				※ 審 査	
該当する箇所にチェックを入れる		島根県知事登録 第 (2) 12345 号 新規の場合記入不要					
新 更 規 新 規 <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	※ 登録年月日 及び登録番号		令和 年 月 日 島根県知事登録 第 () 号		記入不要	記入不要	

(第三面)
役員名簿

[記入注意]

- この書類は、申請書が法人である場合にのみ提出してください
- 全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

ふりがな 氏名	性別	役職	生年月日
しまね いちろう 島根 一郎	男	代表取締役	大正・昭和 平成・令和 41年 1月 1日
しまね じろう 島根 次郎	男	取締役	大正・昭和 平成・令和 42年 2月 2日
しまね さぶろう 島根 三郎	男	取締役	大正・昭和 平成・令和 43年 3月 3日
しまね しろう 島根 史郎	男	取締役	大正・昭和 平成・令和 44年 4月 4日
島根 ごろう 島根 五郎	男	取締役	大正・昭和 平成・令和 45年 5月 5日
しまね たろう 島根 太郎	男	取締役	大正・昭和 平成・令和 46年 6月 6日
	男 ・ 女	監査役は記載不要	大正・昭和 平成・令和 年 月 日
ふりがなを忘れずに記入する事	男 ・ 女		大正・昭和 平成・令和 年 月 日
	男 ・ 女		大正・昭和 平成・令和 年 月 日
	男 ・ 女		大正・昭和 平成・令和 年 月 日
	男 ・ 女		大正・昭和 平成・令和 年 月 日
	男 ・ 女		大正・昭和 平成・令和 年 月 日
	男 ・ 女		大正・昭和 平成・令和 年 月 日

(備考)

別紙 有
無

□ 1枚に収まらない場合は備考の有
にチェックをして複数枚に分けて
全員の氏名を記入する事

添付書類（ロ）

略 歴 書

（登録申請者
管理建築士）

←該当する部分がわ
かるように記入

登録申請者と管理建
築士が同一の場合は
一枚で可

〔記入注意〕

- 1 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 2 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

氏 名	島根 一郎	生年月日	昭和 30 年 1 月 1 日
建 築 士 の 資 格	一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/>	登録番号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）
学 歴	年 月 日	学校名及び学科名	卒業・終了・中退の別
	昭和 53 年 3 月 25 日	島根経済大学経済学部 期間：空白の期間が無いように記入 (建築に無関係の職種、無職期間についても記入)	卒業
職 歴	期 間 年 月～年 月	勤 務 先	地 位 ・ 職 名
	平成 23 年 5 月 20 日 現在	同社	代表取締役
	平成 16 年 10 月 1 日	同社	代表取締役就任
	平成 11 年 8 月 1 日	(株)島根県設計入社	営業部長
	平成 11 年 6 月 6 日	同社 退職	営業課長
昭和 53 年 4 月 1 日	(有)島根建コンサルタント 入社	営業担当職員	

添付書類（ロ）

略 歴 書

（登録申請者
管理建築士）

←該当する部分がわかるように記入

〔記入注意〕

- 1 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 2 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

氏 名	島根 次郎	生年月日	昭和 43 年 7 月 7 日
建 築 士 の 資 格	一級建築士 <input checked="" type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/>	登録番号 第 12345 号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）
学 歴	年 月 日	学校名及び学科名	卒業・終了・中退の別
	平成 2 年 3 月 24 日	島根総合大学工学部建築科 期間：空白の期間が無いように記入 (建築に無関係の職種、無職期間についても記入)	卒業
職 歴	期 間 年 月 ~ 年 月	勤 務 先	地 位 ・ 職 名
	平成 23 年 5 月 20 日 現在	同社	管理建築士、専務取締役
	平成 18 年 4 月 1 日 平成 2 年 4 月 1 日	同社 (株)島根県設計 入社	管理建築士、専務取締役就任 設計担当職員

誓 約 書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法廷代理人
が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者法人である場合における当該法人の
役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和4年 7月 20日

↓法人の場合、法人名称、代表者の役職、氏名を記入

↑申請年月日と整合させる

(株)島根県設計

登録申請者氏名または名称 代表取締役 島根 一郎

島根県指定事務所登録機関

(一社) 島根県建築士事務所協会会長 様

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内にその法人の役員であった者でその取消の日から起算して5年を経過しないもの）
- 6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となった事実があった日以前1年以内にその法人の役員であった者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第八号において「暴力団員等」という。）
- 8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 禁錮以上の刑に処せられた者（2に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）

〔記入注意〕 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
2 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。

株式会社島根県設計 定款

第1章 総 則

第1条（商 号）

当社は、株式会社島根県設計と称する。

第2条（目 的）

当社は、次の事業を行うことを目的とする。

1. 不動産の所有、保守、管理、賃貸業務及びこれらに関するコンサルティング業務
2. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理
3. 建築工事及び土木工事の請負、施行、設計、工事監理並びにそれらの企画、仲介、斡旋及びコンサルティング業務 ↑ 設計事務所として行う業務が記載されていること
4. 前各号に附帯する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を島根県松江市殿町1番地 に置く。

第4条（公告方法）

当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第5条（機関構成）

当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会及び監査役を設置する。

第2章 株式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、1万株とする。

第7条（株券の不発行）

当社の発行する株式については、株券を発行しない。

管理建築士講習 修了証

平成 年 月 日

氏名 島根 次郎

生年月日 昭和43年 7月 7日生

登録番号 一級建築士 第 12345 号

この者は、建築士法第24条第2項に基づく管理建築士講習の課程
を修了した者であることを証します。

終了年月日 平成 年 月 日

修了証番号 第 000B-100000T 号

登録講習機関

財団法人 建築技術教育普及センター

理事長

△△

△△△

印

附近見取り図

(下欄記入上の注意に基づき記入)

(記入上の注意)

附近見取り図に明示すべき事項

方位、道路及び目標となる地物

建築士事務所の外部写真

(外部から事務所全景の写真を撮影する)

建築士事務所の外部写真 (標識に記載されている管理建築士、有効期間等が判別できるもの)

(新規の場合は標識設置予定箇所を撮影する)

(更新の場合、下記の事に注意し、撮影する)

↓

標識記入内容に漏れや誤りが無いように

標識の文字が見えるように

公衆の見やすい場所に掲示してあるか確認できるように

↓ 標識記入内容

登録された建築士事務所の名称

登録された建築士事務所の級別・登録番号

開設者の氏名 (法人の場合は法人の名称及び代表者の役職氏名)

管理建築士の級別、氏名

登録の有効期間 (注:平成19年12月20日から記載が必要となっている)

標識の寸法 (たて25cm以上×よこ40cm以上)

建築士事務所の内部写真（2面）

設計等業務を行う室の全景の写真を撮影する)
例：事務所フロア全体の写真

(設計等業務を行う室の状況を撮影する)
例：事務機の写真

新規の時はこちらに記載

建築士事務所の装備申告書

更新の時はこちらに記載

該当する項目に「○印」を記入

区分	新規登録の場合	装備状況	登録更新の場合	装備状況	左記以外に必要と認められる装備	装備状況
1 事務室等	① 建築士事務所標識の掲示スペース	○	① 建築士事務所標識の掲示	○		
	② 管理建築士の建築士免許証の掲示		② 管理建築士の建築士免許証、建築士事務所登録通知書の掲示	○		
2 書類等	① 建築関係法令書 (建築基準法、建築士法、都市計画法、消防法と政令、省令、条例、細則等)		① 同左	○	※ ① 構造計算規準、同解説	○
	② 工事標準仕様書・同解説 (建築、機械、電気)		② 同左	○	② 建築設計資料関係図書 (用途別設計企画例等)	○
	③ 主要業務地の都市計画図		③ 同左	○	※ ③ 建築関係 JIS 要覧	○
	④ 業務報酬基準 (H.21.1.7 国土交通省告示第 15 号)		④ 同左	○	④ 積算関係資料 (物価、歩掛)	○
					⑤ 主要業務地地図 (1/2500~1/5000)	○
3 記録等	① 業務台帳 (契約内容、従事建築士氏名、委託業務等)	○	① 同左(記入保存)	○	① 工事写真帳	
	② 設計図書	○	② 同左(記入保存)	○		
	③ 契約書・委託書		③ 同左(記入保存)	○		
	④ 業務規準及び約款		④ 同左	○		
	⑤ 設計記録台帳 (依頼内容・条件、打合せ・説明・確認事項)		⑤ 同左(記入保存)	○		
	⑥ 工事監理計画書		⑥ 同左(記入保存)	○		
	⑦ 工事監理日誌		⑦ 同左(記入保存)	○		
	⑧ 工事監理(指導監督)報告書	○	⑧ 同左(記入保存)	○		
	⑨ 業務実績等の閲覧書類	○	⑨ 同左(記入保存)	○		
	⑩ 所属建築士名簿及び経歴書		⑩ 同左	○		
	⑪ 給与簿		⑪ 同左(記入保存)	○		
	⑫ 出勤簿		⑫ 同左(記入保存)	○		
	⑬ 重要事項説明書	○	⑬ 同左(記入保存)	○		
4 その他						

1. 木造建築士事務所の場合は、※の装備を省略してもよい。
2. 3記録等のうち、①業務台帳、②設計図書、⑧工事監理報告書の法定保存期間は15年間、⑨の閲覧期間は3年間
3. 装備している場合は装備状況欄に○を付すこと。
4. 1事務室等の①、3記録等の①②⑧⑨⑬は必ず装備を要する。

履歴事項全部証明書

島根県松江市殿町1番地
株式会社島根県設計

会社法人等番号	0000-00-000000
商号	株式会社島根県設計
本店	島根県松江市殿町1番地
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。
会社設立の年月日	平成 年 月 日
目的	<p>1. 不動産の所有、保守、管理、賃貸業務及びこれらに関するコンサルティング業務</p> <p>2. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理 設計事務所として行う業務が記載されていること↓</p> <p>3. 建築工事及び土木工事の請負、施行、<u>設計、工事監理</u>並びにそれらの企画、仲介、斡旋及びコンサルティング業務</p> <p>4. 前各号に附帯する一切の業務</p>
発行株式総数	1万株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 100株
資本金の額	金100万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得する場合には当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当会社が承認したものとみなす。

島根県松江市殿町1番地
株式会社島根県設計

役員に関する事項	取締役 島根 次郎	
	取締役 島根 三郎	
	取締役 島根 史郎	
	取締役 島根 五郎	
	取締役 島根 太郎	令和 年 月 日就任
		令和 年 月 日登記
	〇〇県△△市▲▲町××番地 代表取締役 島根 一郎	平成 年 月 日就任
平成 年 月 日登記		
登記記録に関する事項	設立 平成 年 月 日登記	

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 年 月 日

△△地方法務局
登記官

〇〇 〇〇



確 約 書

- 「開設者等のための指定講習会」の受講証明書が添付できないときはこの確約書を添付する
- 管理建築士が5年以内に管理建築士資格講習を修了していれば確約書添付不要

私は、業務に関し必要な知識及び技能の維持向上を図るため、島根県建築士事務所指導要綱第3条第7項に定める開設者等向けの指定講習の受講に努めます。

令和4年 7月20日

開設者又は管理建築士 住 所 島根県松江市殿町1234

氏 名 島根 次郎

建築士事務所の開設者等は、業務に関し必要な知識及び技能の維持向上を図るため、島根県知事の指定する講習(以下「指定講習」という。)の受講に努めなければならない。

管理建築士・所属建築士の免許証の写し【カード型又はA4版の免許証】

新規の場合：管理建築士と所属建築士の免許証の写しを添付

更新の場合：管理建築士の免許証の写しのみ添付

■管理建築士

一級建築士免許証明書	
島根 次郎	昭和00年00月00日生
一級建築士	登録番号 第 000000 号
	登録年月日 平成00年00月00日
建築士法(昭和二十五年法律第百二号)により 免許された一級建築士であることを証明する	
	平成00年00月00日
中央指定登録機関	
公益社団法人日本建築士会連合会会長	〇〇 〇〇 印
公益社団法人日本建築士会連合会は建築士法第十条の四第1項 の規定により国土交通大臣が指定した中央指定登録機関である	
	国土交通大臣 〇〇 〇〇 印

■所属建築士

一級建築士免許証明書	
島根 三郎	昭和00年00月00日生
一級建築士	登録番号 第 000000 号
	登録年月日 平成00年00月00日
建築士法(昭和二十五年法律第百二号)により 免許された一級建築士であることを証明する	
	平成00年00月00日
中央指定登録機関	
公益社団法人日本建築士会連合会会長	〇〇 〇〇 印
公益社団法人日本建築士会連合会は建築士法第十条の四第1項 の規定により国土交通大臣が指定した中央指定登録機関である	
	国土交通大臣 〇〇 〇〇 印

■登録料は原則事前振込です。下記口座にお振込みの上、明細をコピーして添付してください。

【事務所登録専用口座】

山陰合同銀行 北支店

普通預金 3950741

(口座名義) 一般社団法人島根県建築士事務所協会

ｼﾞｬ) ｼﾞﾏﾁｸﾞﾝｷﾝｼﾞｸｼﾞ ﾏｼﾞｷﾞﾖｸｶｲ

■更新の場合、登録満了2か月前～30日前までにお振込みをお願いいたします。

■インターネットバンキングでお振込みの場合は、振り込んだ日と振込元が分かる画面を印刷して、添付してください。

■やむを得ない事情で窓口へ来られる希望がある方は、必ずお電話でご相談をお願い致します。